

公立大学法人横浜市立大学教員の特別研究期間制度に関する要綱

制 定 平成25年7月5日
最近改正 令和7年7月15日

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学教員に対する特別研究期間（以下「サバティカル」という。）制度について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてサバティカルとは、教員の行う教育の向上と研究の推進を目的として、学内における職務の全部又は一部を一定期間免除し、自らの研究に専念させる制度をいう。

(資格)

第3条 サバティカルを取得できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本学の教員として、7年以上継続して勤務している（休職及び停職の期間を除く）者
- (2) 本学の教員として、教育研究又は管理運営業務において優秀な業績のある者
- (3) サバティカルを取得後、3年以上本学に勤務できる者

(期間)

第4条 サバティカルの期間は、6か月以上1年以内とする。

(取得申請)

第5条 サバティカルの取得を希望する者は、学群長に特別研究期間取得申請書 兼 研究計画書（様式1）を提出する。

(取得者の決定)

第6条 学群長は、学群調整会議において、サバティカルの取得を希望する者の教育・研究能力の向上や、教育、研究、診療、その他学内職務への影響を確認したうえで、候補者を選考し、学長に推薦する（様式2）。

2 学長は、理事長と協議し、大学への貢献度を踏まえたうえで、前項の推薦を受けた者のなかから、サバティカルの取得を承認する者を決定し、その結果を学群長に通知する（様式3）。

3 学群長は、前項の通知を受けたときはサバティカルの候補者に、その結果を通知する。

(辞退)

第7条 サバティカル取得の決定通知を受けた教員が、取得を辞退するときは、サバティカルの初日の前日までに、速やかに特別研究期間辞退書（様式4）を提出するものとする。

(職務の免除)

第8条 サバティカルを取得する教員に対し、その期間中、教育、診療、その他管理運営に係る学内職務の全部又は一部を免除する。

(研究成果等の報告)

第9条 サバティカルを取得した教員は、サバティカルの終了後、1か月以内に、特別研

究期間終了報告書（様式5）を学長に提出しなければならない。

2 サバティカルを取得した教員は、原則としてその期間が終了してから3年以内にその研究成果を学術論文・学会発表等で公表しなければならない。

（兼業）

第10条 サバティカルの期間中は、原則として兼業を認めない。ただし、特別な事情により兼業する場合は、学長の許可を得なければならない。

（取消事由）

第11条 学長は、次の各号の場合は、サバティカル取得の承認を取り消す。

- (1) 申請と異なる内容の研究又は活動を行っている場合
- (2) 当初の研究目的を達成することが困難と見込まれる場合

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、制度実施に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要綱は平成25年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年7月15日から施行する。

特別研究期間取得申請書 兼 研究計画書

年 月 日

学群長

所属 :

職位 :

氏名 :

以下のとおり特別研究期間を取得したいので申請し、計画を提示します。

- 私は募集要項にある責務を承知し、目的達成の努力を惜しまず、期日までに帰任するよう誓約します。

1. 取得期間（6ヶ月以上1年以内の範囲で設定）

2. 実施場所

3. 取得の目的

4. サバティカル中の担当科目の措置

- 他の教員に依頼する科目については、依頼する教員に了承を得ています。

＜記入例＞

- ゼミ 応募を停止、4年生の指導はオンラインで継続
○○論 非常勤講師に依頼（サバティカル予算）
○○学 非常勤講師に依頼（バイアウト）
○○演習 A先生（本学の専任教員）に依頼
○○史 休講

○学部

○大学院

5. サバティカル中の演習担当教員

特別研究期間取得申請書 兼 研究計画書

6. 研究テーマ（現在の担当分野の中から中期的観点で設定したテーマ）
7. 計画（テーマに沿って具体的に立案した計画）
8. 成果（研究上の成果及び教育に反映される成果）
9. 想定する成果発表方法（○○学会のポスター発表、論文執筆、英語による授業の開講など）

年 月 日

特別研究期間推薦書

横浜市立大学学長

学群長

公立大学法人横浜市立大学教員の特別研究期間制度に関する要綱第6条1項に基づき、下記の者を特別研究期間取得候補者に推薦します。

記

1. 特別研究期間取得候補者
2. 特別研究期間
3. 学生教育への対応方法
4. 添付書類
特別研究期間取得申請書兼研究計画書

学群長

特別研究期間実施決定通知書

公立大学法人横浜市立大学教員の特別研究期間制度に関する要綱第6条2項に基づき、申請のとおり、特別研究期間取得者を決定します。

記

1 氏名

2 特別研究期間

年 月 日から 年 月 日まで

(取消事項)

以下の事項にあてはまる場合は、特別研究期間の決定を取り消します。

- 1 申請と異なる内容の研究又は活動を行っている場合。
- 2 当初の研究目的を達成することが困難と想定される場合。

年 月 日

横浜市立大学学長

年 月 日

特別研究期間辞退書

横浜市立大学学長

所属：

職位：

氏名：

先に特別研究期間決定通知書を受理しましたが、次の理由により希望しないこととなつたため申し出ます。

1 特別研究期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 辞退理由

年 月 日

特別研究期間終了報告書

横浜市立大学学長

所属 :

職位 :

氏名 :

特別研究期間を取得しましたので、次のとおり報告します。

1 特別研究期間

年 月 日～ 年 月 日

2 滞在先、概要等

(例) 9月～2月 米国 The University of North Carolina, Charlotte

…以前から実施していた〇〇共同研究の共同研究者である〇〇教授と共に〇〇の測定を実施

3月～8月 日本 横浜市立大学

…データのまとめと論文草稿の執筆

3 得られた成果、所感について

4 その他 (成果報告の機会)